

住民自らが創意工夫し企画したまちづくり事業を支援

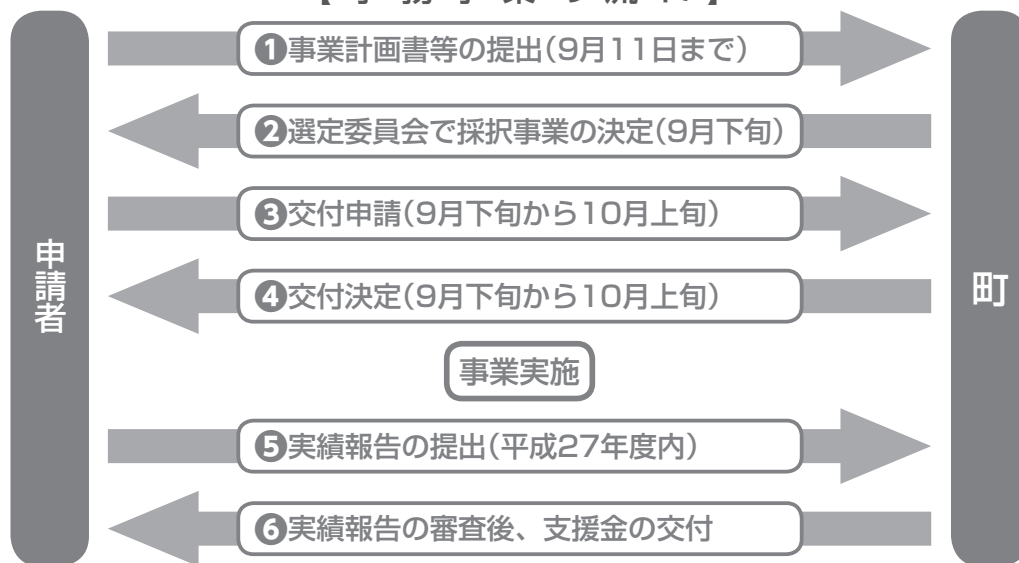
「御代田町まちづくり事業支援金」 平成27年度事業を募集します

「御代田町まちづくり事業支援金」は、区やボランティア団体など公共的な活動を行っている団体の皆さまが自ら創意工夫し企画したまちづくり事業を応援する制度です。

公共性や獨創性のあるまちづくりに関する事業の経費の一部を補助し、団体の皆さまの自立・活動を支援します。平成27年度事業(後期分)について、次のとおり募集します。ぜひご活用ください。

- 対象団体 町内に住所を有する5人以上で構成する団体
- 対象事業 次の要件を備えた事業が対象です。
 - 不特定多数の者の利益に繋がる事業(公共性)
 - 地域住民が協働し、コミュニティの形成ができる事業(協調性)
 - 独自の発想や新たな展開が期待できる事業(獨創性)
 - 波及効果や新たな展開が期待できる事業(発展性)
 - 計画や費用に実現性・継続性が期待できる事業(実現性・継続性)
 - 他の補助を受けていない事業また、平成27年度中に事業が完了することが必要です。
(例)地域の子育てを支援する活動、講師の招いての講演会
インストラクターによる講習会、エコ活動など
- 対象外事業 他の補助を受けている事業や継続的に行っている定着したイベント・行事、政治・営利・宗教・反社会的活動を目的とする事業などは対象となりません。
- 支援金額 補助対象経費(※)の1/2(上限20万円)
※事業実施に必要と認められる経費。構成員への人件費、先進地視察旅費、食料費、備品費など対象とならない経費もありますのでご注意ください。
- 募集締切 9月11日(金)必着
- 応募方法 必要書類(まちづくり事業計画書等)を役場企画財政課へ提出してください。様式等は、町ホームページからダウンロードできるほか、企画財政課にも用意してあります。
- 決定 9月下旬に開催予定の選定委員会で審査を行い、採択事業を決定します。

【事務事業の流れ】



詳細の確認・相談は、企画財政課までお気軽にお問い合わせください。
問い合わせ先 企画財政課企画係(内線54)

マイナンバーが始まります！(社会保障・税番号制度)



マイナンバーの利用

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

～マイナンバーは例えば次のような場面で使います～
(町民の皆さんは、行政手続や民間企業等へのマイナンバー告知が必要となります。)

- 毎年6月の児童手当の現況届の際に市町村にマイナンバーを提示します。
- 厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。
- 証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し法定調書等に記載します。
(金融機関は顧客の個人番号を法定調書等に記載して税務署などに提出します)
- 勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します。
(従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市区町村に提出します)

} 添付書類が
不要になります。

そのほかにも、社会保障・税・災害対策分野の中でマイナンバーが使用されますが、法律で定められた行政手続にしか使えません。



民間事業者も、税や社会保険の手続きでマイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、以下の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続きや、源泉徴収の手続き
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の法定調書の提出など

内閣官房ホームページ(社会保障・税番号制度)等に、事業者向けの資料が掲載されていますので、ご覧いただき参考としてください。

- 内閣官房ホームページ(社会保障・税番号制度) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 国税庁(マイナンバー特設サイト) <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm/>
- 特定個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/>
- 厚生労働省(マイナンバー特設サイト)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html/>



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー制度のお問い合わせは

コールセンター (全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

平日 午前9時30分～午後5時30分
(土日祝日・年末年始を除く) ※通話料がかかります。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>